

京都市告示 第 32 号

計量法第 21 条第 2 項の規定に基づき，特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに該当するひょう量 500kg を超える質量計の定期検査の実施を次のとおり行います。

平成 18 年 4 月 14 日

京都市長 梶本 頼兼

| 実施区域                            | 検査の場所    | 検査の期日                                    |
|---------------------------------|----------|--|
| 下京区，西京区，<br>山科区，南区，<br>左京区及び右京区 | 質量器の所在場所 | 平成 18 年 5 月 15 日から<br>平成 18 年 8 月 31 日まで |

(計量検査所)